



彼理日本紀行

第二十卷  
全拾壹本

洋学文庫  
文庫8  
C 235  
7



彼理日本紀行

卷二十





彼理日本紀行卷之二十

手塚律藏譯



亞人日本人ト懇親ヲ結フ條

既ニ前卷ニ載セル所ノ如ク日本高官ト會合ノ  
後兩國懇親ノ期望整ヒ大ニ歡喜ノ色ヲ顯ハシ  
提督彼理カ交和友愛ノ情ヲ達シ礼讓ヲ備ヘ約  
條ヲ交收シ共ニ喜悅セサルハ無シ却テ日本高  
官弟三月二十四日国王ノ命ニ由テ提督ニ許多  
ノ信物ヲ送ルヘキ事ヲ報シ来リヌレハ提督之  
ヲ領諾シ即チ弟二十四日ニ將士數輩及ヒ通辨



官ヲ携へ平常ノ容儀ニテ横濱ニ上陸スレハ日  
本高官横濱ノ條約館ニ於テ之ヲ待テリ提督既  
ニ此館ニ入りケレハ此大ナル館内ニ日本國產  
ノ諸品ヲ一圓ニ布列シテ赤色ノ椅子許多ノ卓  
子及ヒ床板等ヨリ階上ニ連子其光氣日光ニ赫  
耀トシテ人目ヲ射却セリ是皆杯盤重箱托盤壺  
類許多ノ箱筥茶器等ノ漆ヲ以テ塗リタル器物  
及ヒ絹布并ニ縫箔シタル絹類ニシテ日本國產  
ノ名品ナリ其外陶製ノ盃等ニテ此盃ハ驚クハ  
キ光沢ヲ放テ澄明ニシテ其上ニ金銀ヲ以テ草

花等ヲ画カキ且種々色沢ヲ施シ其器最モ名品  
ニシテ逸ニ支那ノ名産ナル陶器ニ超タリ其外  
絹布ノ類ナラヒニ種々ノ高品ヲ連子尚木煙管  
ノ諸具及ヒ扇子等ノ諸品アリ此諸品ハ敢テ高  
價ノ品ニハアラサレトモ亦皆ナ日本ノ名産ナ  
リ此數品ヲ余等カ位階ニ從テ段々ニ布列シ是  
ニ於テ提督日本人等ト例ノ如ク相見ノ礼式既  
ニ終リケレハ林大學頭一紙ヲ携へ高声ニテ何  
ノ物品ヲ何人ニ贈リ某ノ物品ヲ某氏ニ与フト  
讀ミ揚タレハ森山榮之助コレヲ蘭語ニ訳語シ

ポルトメン<sup>ル</sup>復々是ヲ英語ニ訳セリ此変モ既ニ  
終リケレハ林氏提督ヲ誘テ別室ニ入り日本通  
用ノ貨幣ニ包和製銃三挺長短ノ刀劔二口ヲ取  
出シテ提督ニ贈レリ此砲劔ハ敢テ高價ノ品ニ  
モアラサレトモ日本人提督ヲ尊ヒテ殊ニ此武  
器ヲ贈リ又此金貨ヲ国外ニ出ス<sup>ル</sup>ハ日本ノ嚴  
禁ナレトモ日本ニテ今大ニ提督ヲ尊麗シ其國  
禁ヲ犯メ之ヲ提督ニ贈ク<sup>レ</sup>ルニ此変既ニ終リ  
テ提督條約館ヲ退キ出ントセシ時日本高官ノ  
曰大統領ノ信物尚ホ一種アリト是ニ於テ日本

人提督及ヒ其從者等ヲ誘ヒ海岸ニ出ケレハ其  
海岸ニ囊米ニ三百個斗リテ高ク積ミ小舟ヲ以  
テ之ヲ我カ船中ニ運フ<sup>ル</sup>キ設ヲナシ居タリ日  
本高官等余等ニ其米ヲ指示シテ大統領ノ信  
物ハ是ナリトイ<sup>ハ</sup>リ此時亞人等其數百個ノ米  
ヲ見テ其數多ナルニ驚キケレハ衆之助亞人ニ  
告テ曰ク日本國ニテハ君王ヲトノ信物ニ米ヲ  
以テスルハ常例ノ事ナリト扱日本國ヨリ信物  
ノ品類左ニ載ルカ如シ  
一号 日本國王ヨリ合衆國政府江ノ信物

一金漆ノ硯箱 一個 一金漆ノ紙箱一個  
 一金漆ノ書籍箱 一個 一漆塗ノ卓子一脚  
 一青銅ノ香炉 諸慶ノ銀ノ花ノ器者 一個 一盆 一個  
 一花瓶 一個 一火鉢 一個  
 一赤色ノ麁絹 十反 一白色ノ麁絹十反  
 一紋縮緬 五反 一赤色花深ノ縮緬五反  
 二 弟一ノ高官林氏ヨリノ信物  
 一漆塗ノ硯箱 一個 一紙製ノ箱 一  
 一紙文庫 一 一漆塗ノ紙箱一  
 一狀箱并書翰牋 五卷 一青貝ノ箱 但三百個ニ分テタル者四

一珊瑚及ヒ銀葉ノ箱 一 一重箱  
 一三足ノ箱及ヒ漆塗ノ盃 一  
 三 弟二ノ高官并戸氏ヨリノ信物  
 一漆塗ノ盆 二箱 一日傘箱 二拾本  
 一帯箱 三拾本  
 四 弟三ノ高官伊沢氏ヨリノ信物  
 一赤絹一反 一白絹一反 一雛人形箱 十三  
 一竹製ノ器物 一 一竹製ノ箱 二  
 五 弟四ノ高官鶴殿氏ヨリノ信物  
 一縞縮緬 三反 一陶盆箱 二

一 醬油箱

十陶子

六 第五ノ高官松壽氏ヨリノ信物

一 陶盃箱

三 一草席ノ箱入一

一 炭 二十五俵

七 第一ノ領事官老職阿部氏ヨリノ信物

一 縞絹 十四反

八 自余ノ領事官五人ヨリノ信物

一 縞絹 十反

十三 日本国王ヨリ提督江ノ信物

一 漆塗ノ硯箱 一 漆塗ノ紙文庫一

一 赤絹 三反 一白絹 二反

一 紋縮緬 草花ヲ織付タル者 二反 一紋縮緬 唐草ヲ織付タル者 三反

十四 日本高官等ヨリ將官アガムス江ノ信物

一 赤絹 三反 一紋縮緬 唐草ヲ織付タル者 二反

一 漆塗ノ盃 二十

十五ヨリ十七日本高官等ヨリ通辨官ルリ君

ポルトメン君カルレム君等ノ信物

一 赤絹 二反 一紋縮緬 唐草ヲ織付タル者 二反

一 漆塗ノ盃 十

十八ヨリ廿二日本高官等ヨリゲ君ダンバイ

君等江ノ信物

一 緋縮緬 唐草ヲ織 一 反 一 漆塗ノ盃 十

廿三 日本国王ヨリ船中一統江ノ信物

一米 二百囊 一 鷄印 三百子

但シ其一俵ハ五ツク量ナリ

以時提督海汀ニ出ケレハ其容貌恰モ大象ノ如  
キ人数名出テ来リテ彼ノ米囊ヲ運ヒ居タリ以  
人呂ハ即角カト称シ一ノ遊戯ノ為ニ設ケ置ク  
者ニシテ日本人ノ勇猛ヲ表セル者ト見ヘタリ  
以角力大約二十五人並ヒ居タリシニ何レモ其

長ケ高ク皮肉肥テ其躰ノ量<sup>ヲ</sup>重<sup>ク</sup>測リ知ルヘカラ  
ス以者等ハ諸候ニ附属シ居ル者ナレハ其腰ニ  
一片ノ布ヲ巻テ其布ニ各其從属セル諸候ノ旗  
號ヲ縫箔ナトシテ文飾ヲナシ又<sup>短</sup>ナトヲ附テ  
其飾ヲ助ク又日本人其角力ノ働ヲ示シテ以テ  
匪人ヲ驚サンカ為ニ以力士等ニ角力ノ事ヲナ  
サシメテ我等ニコレヲ見物セシメント欲セリ  
而シテ以力士等ノ内西三人ハ日本ニ於テ高名  
ノ力者ナリ小柳ト云ヘルヲ最モ高名ナリトス  
時ニ日本ノ高官小柳ニ命シテ提督ノ前ニ進マ



シメ其身躰ノ大ニシテ且徒剛ナルヲ提督ニ觀  
セシメント欲シケル故提督是ヲ觀テ其腕ヲ握  
リ其頭ヲ撫ケルニ其身躰ノ堅固ナル事恰モ牛  
ノ如クナリケレハ提督モ覺ヘズ驚歎ノ声ヲ発  
セリ提督今彼カ頭ヲ撫タルヲ彼ハ大ニ憤レル  
ト見ヘタリ此力士ハ其身体ノ餘リニ肥満セル  
故ニ其全躰本末ノ形容ヲ失ヒ目眼崖ノ高キカ  
為ニ凹ミ鼻ハ頬肉ノ肥タルカ為ニ其高キヲ失  
ヒ頭ハ肩肉ノ隆起スルカ為ニ陷リテ直クニ胴  
躰ニ接シ頸ナキ者ノ如シ高官等ハ今此力士等

カ強カヲ我等ニ示サンカ為ニコレヲシテ米囊  
ヲ海岸ニ運ハシメタリ此米囊ハ一個ノ重サ大  
約百二十五斤ポント餘ナルヲ此力士等同時ニ二囊ヲ  
扛ル事能ハサル者ハ二人可アリケレトモ其余  
ノ力士等ハ何レモ皆大力ニシテ一囊ノ米ヲ肩  
ニシテ輕々ト余等カ船ニ運ヒタリキ○斯クテ  
此力士等米囊ヲ運ヒ終リケレハ日本高官等提  
督ニ復タ條約館ニ歸リ来ルヘキ事ヲ告タリ是  
レ彼ノ日本力士ノ角力輸贏ノ体ヲ吾人ニ誇リ  
示サンカ為ナリ此力士等平常ハ美服ヲ着シ腰

カヲモ佩レトモ米囊ヲ運ヒタル時ハ其衣服ヲ  
脱シテ全身ヲ露シ唯其腰間ニ一片ノ布ヲ蒙フ  
テ以テ其後ヲ勤メタリ而シテ其裳治モ終リテ  
レハ徒弟ノ小力士ト見ヘテ各其師傅ノ後ヨリ  
衣服ヲ着セシメケレハ力士等衣服ヲ着シ其小  
力士等ヲ從ヘテ館舎ニ来リ角カヲ行フノ用意  
ヲナセリ又爰ニ一種ノ人呂ナル者アリ是ハ午  
ニ紐ヲ付タル團扇ヲ執リ角力取組ノ間ハ両力  
士ノ或ハ左或ハ右ニ徘徊シテ其挙動ヲ檢察シ  
力士ノ輸贏ヲ決シタルヲ見テ午中ノ團扇ヲ羸

者ニ向テ指シ力士等ノ輸贏ヲ衆人ニ示ス者ナ  
リ此角力興行ノ場所ト見ヘテ條約館ノ正面ニ  
團カナル土壇ヲ築キ其徑ハ大約二十トトトトトトト  
ノ天モアリ又ヘシ却説日本高官等ト我カ提督  
等ノ角力見物ノ坐ニハ紅壇ヲ布キ連子タリ我  
国人等皆其角カヲ見物シケルニ力士等勇マシ  
ク互ニ精カヲ奮ヘテ羸ヲ競フノ間ユレヲ見テ  
皆大ニ其心気ヲ慰メタリ見物ノ衆人其坐ニ就  
キケレハ力士等東西ノ兩團ヨリ裸躰ニテ出来  
リ土壇ノ上ニ登リケルカ敢テ輸贏ヲ爭フノ敢

勢モ見ス直ニ復兩團ニ引キ退キタリ是可謂土  
ヲ行ハシル夫ヨリ其力士等皆已前ノ如ク復衣服  
ヲ着シタレトモ唯二人ノ力士ノミ猶裸躰ニテ  
ソアリケル其後取組ノ合図ト見テ團扇ヲ持タ  
ル者大声ニ唱ヘケレハ何事ヤラン勇マシク壇  
上ニ躍リ出テ其真中ニ半坐シテ相對スルト見  
ハシカ忽ニ相交テ精神ヲ勵シ輸贏ヲ争ヒ或ハ  
進ミ或ハ退キ或ハ合ヒ或ハ離レ其形容千状万  
態シテ相競フ事恰モ兩個ノ野獸怒リ猛リテ戦  
闘スルカ如クニソアリケル暫時アリテ輸贏既

ニ決シ各其團ニ退キケレハ又他ノ力士等入替  
テ前ノ如ク互ニ輸贏ヲ争ヒ一時大ニ余等カ旅  
愁ヲ慰メタリ○斯クテ角力ノ見物モ終リケレ  
ハ日本高官等ハ亞人ニ再ヒ傳信テ械火輪車ノ用  
法ヲ施シテ日本人ニ見物セシメン事ヲ望メリ  
是ニ於テ我等モ大ニ悦ヒ直ニ傳信テ械ノ装置  
ヲナシ其用法ヲ施シテ日本人ニ示シタレハ日  
本人感賞シテ大ニコレヲ奇ナリトシ又再ヒ火  
輪車ノ運動ヲ見物シテ何レモ皆驚歎セサル事  
ナク衆皆感賞ニ堪サリケン午ヲ以テ其器物ノ

処々ヲ探索シテ諸械ノ装置等ヲ検査セリ是ヨ  
リ提督モロ<sup>1</sup>氏ニ命シテ日本ニ贈リタル耕具  
ノ用法等ヲ説キ示サシメタリ次ニ提督船中ヨ  
リ一隊ノ軍卒ヲ上陸セシメ本国ノ兵制訓練ノ  
形勢ヲ日本人ニ一見セシメントテ既ニ整治ヲ  
為サシメケル其軍容嚴盛ニノ犯スハカラス隊  
伍整列シテ乱ルハカラス士卒各其任ヲ受ケ令  
ヲ奉シテ舉動毫モ次ヲ失ハサリケレハ日本人  
其隊制ノ嚴肅ナルヲ見テ皆驚歎セル跡ニソ見  
ハニケル既ニシ訓練モ終リヌレハ提督日本高

官等ニ来ル弟三月二十七日ハ諸君等我船中ニ  
来臨アラシム事ヲ請フ亞国ノ物品ヲ以テ諸君ヲ  
饗應セント約シテ相分レタリ是ニ於テ日本國  
王并ニ高官等ヨリ余等ニ惠贈セル信物ヲ悉ク  
箱中ニ收メ之ヲ船中ニ送りタリ翌弟二十五  
日榮之助及ヒ其同僚源次郎兩人<sup>1</sup>ハタン<sup>1</sup>船  
ニ来テ曰ク昨日傳信械火輪車ノ用法ナラヒニ  
軍卒ノ訓練ヲ一見シテ我カ高官等誠ニ以テ満  
足セリ此礼謝ヲ述シカ爲ニ余等ヲシテ来ラシ  
メタリト此時提督其意ヲ聞キ榮之助等ヲ召シ

テ提督カ坐ニ入ラシメタルニ采之助種々ノ談  
話ヲナシテ遂ニ兩國交通ノ談ニ涉リケレハ提  
督カ曰ク公等ハ素ヨリ通詞ニシテ其職唯彼我  
ノ言語ヲ訳シ事情ヲ通スルニ過ス故ニ余公等  
ト兩國ノ大事ヲ議スル事能ハス然レトモ公等  
今高官ノ命ヲ蒙リコレニ代リテ以テ我カ船中  
ニ来リヌレハ事理ニ於テ即高官ニ同シ然レハ  
今僅ニ其事ヲ論センノミト采之助ノ曰箱館港  
ハ我カ高官等明年弟九月ニ先テコレヲ開ク事  
ヲ欲セス然レトモ公等コレヲ促ス度甚々切ナ

リ故ニ止事ヲ得ス此港ハ明年弟三月ヲ期シテ  
之ヲ開カントスト提督ノ曰我今年モ復ニ至ラ  
ハ速ニ箱館ニ赴カントス何ソ後々トシテ明年  
ヲ待ン且下田港ハ亦今余カ帥ル所ノ諸船ノ入  
津スルニ先テ我カ属將ヲ遣シテコレヲ檢索セ  
シムハケレ共箱館港ハ我レ自ラ諸船ヲ引テ  
直チニコレニ向ハント欲スルナリト采之助ノ  
曰ク然リト虽トモ臣船箱館港ニ入ラハ其地必  
ス通詞無シハ事ヲ辨スル事能ハサルハ此故  
ニ今ヨリ使者ヲ長崎ニ遣シ通詞一人ヲ召シテ

コレヲ箱館ニ遣スヘシ然ル片ハ其行旅道程実  
ニ数日ヲ経ニ非サレハ急ニコレヲ辨スヘカラ  
ス故ニ亞船宜ク今ヨリ百日ノ間ハ箱館港ニ行  
ク事ヲ緩フスヘシト提督ノ曰ク是何ソ事ヲ遅  
クシテ如クナルヤ我今ヨリ一月可ニシテ直ニ  
ニ箱館ニ往カント欲スルナリ通詞ノ如キハ直  
ニ名村氏ヲ遣スヘシ何ソ必シモ遠路ヲ隔テ  
コレヲ長崎ヨリ呼ヒ取ル事ヲ為ント衆之助ノ  
曰ク松前ハ遠土ニシテ土人ノ言語頗ル中国ト  
異ナリ故ニ箱館ノ通詞ハヨク其土人ノ言語ヲ

スル者ニ非シハ其任ニ當ル事ヲ得ス故ニ今名  
村氏ヲ箱館ノ地ニ遣ルニ画餅ニシテ事ヲ辨ス  
ル事能ハサルヘシト提督ノ曰ク下田港ハ我カ  
属將<sup>ボ</sup>ー<sup>ラ</sup>遣シ港ノ形勢ヲ一見シテ諸事便  
ナルノ報ヲ得ハ我速ニ下田港ニ行ント欲セリ  
又日本ニテ前ニ約セシ所ノ諸港ヲ一同ニ開ク  
トモ其諸船ノ設ケヲ為ニ一年ヨリ多クノ日月  
ヲ費スヘカラス然レハ今ヨリ一年ヲ経ハ悉ク  
諸港ヲ開クヘシト提督又曰ク我今公等ト幾多  
ノ言語ヲ費シテ論スルトモ直ニ其是非ヲ決

スルヲ得ス故ニ公今日ノ議論ヲ以テ曲サニ  
高官等ニ告ケ後日ノ會合ニ高官ヨリ其可否ヲ  
答ラルヘシト○次ニ采之助又提督ト語テ亞米  
利加ノ外国事務宰相ヲ以テ日本ニ置ク事ニ及  
ヒケレハ采之助カ曰ク亞國ノ外国事務宰相ヲ  
以テ我地ニ置サルモ日本ノ都邑諸港ニモ亦自  
ラ官人アリ薪水食料等ヲ以テ貴國ノ船舶ニ給  
セハ何ソ必シモ貴國ノ宰相ト會談スル莫ク煩  
ハサン然レハ貴國ノ宰相ヲ日本ニ置ン莫ク今  
四五年ヲ経テ後若シ置サルヲ得サルノ莫アラ

ハ其時ニ之ヲ置テ可ク今ヨリ貴國ト交ハル莫  
四五年ヲ経テハ我カ國人等モ漸次ニ外國ノ情  
状ヲ知り交通ノ諸莫クニ其宜ヲ得ルニ至  
ラン是ニ於テ提督外國事務宰相ノ職掌ヲ説テ  
采之助ニ聞カシメ且曰此官人ハ交通ノ國ニ必  
置カスンハ有ルヘカラス故ニ日本モ亦合衆國  
ト交通スル片ハ唯下田港ノミニテモ必一官人  
ヲ置スンハ有ルヘカラサルナリ又此官人ヲ日  
本ニ置ンニハ必其居館ヲ本地ノ要所ニ構ヘテ  
コレニ居ラシムヘシ○提督又曰ク我レ今纜ヲ

鮮テ箱館港ニ赴カントス願クハ我本地ニ販ル  
ハキ日数ヲ計リテ一千ヒエルス量ノ石炭并ニ  
食料等ノ諸物ヲ貯ヘ之ヲ下田ニ送り賜ハルヘ  
シ又我カ国人等日本人ヨリ種々ノ物品ヲ買ヒ  
又諸所ニ上陸セント欲スルナリ日本人宜シク  
以等ノ事ヲ許容セラルヘシト以時日本ノ通詞  
等ハ以言ヲ聞テ我カ高官等必之ヲ許容スヘシ  
ト云ヒタレトモ前年英吉利人ポルトガル人等日本  
ニ漂着シ又亞国ノ将官ベルロ長崎ヘ来リシ  
時ニモ日本人等不仁ノ所置ヲ為シテ或ハ嚴シ

ク禁銅シ或ハ逐ヒ退ケタルヲ見レハ以度我等  
ノ望ヲモ容易ニ承諾セサルヘシ○提督日本高  
官等ヲ享セント約セル朝日差三月二十七日即  
チ月曜日ニナリケレハ提督命ヲ下シテユレカ  
為ニ種々ノ設ヲナサシメホハタニノ甲板上  
ニハ数種ノ旗幟杯ヲ飾ラシメ船中ノ将士等ニ  
モ各其義服ヲ着用セシメ又提督亞人ノ饗應ノ  
盛ナルヲ以テ日本人等ヲ感服セシメント欲ッ  
スレハ少シモ物品ヲ愛情マスシテ高官及ヒ属  
吏等ノ饗物大約士官七十人許ノ用意ヲナシ水



夫僕從ハ此外ニ在リ又提督日本ハ貴賤ノ分別  
最嚴明ニシテ高官等卑賤ノ者ト席ヲ同フセサ  
ルヲ知リ命シテ其饗應ノ席ヲ二坐ニ分ケ牛羊  
鶏豚及ヒ魚類草菜菓物酒杯ヲモ十分ニ備ヘ日  
本高官等ノ未タルヲ待タリ却説日本高官等小  
船ニ乘リテ先マセドニシ船ニ至リケレハマ  
セドニシ船中ニテ日本人ノ為ニ祝砲十七發  
ヲ放テ又日本人ニ馳走ノ為ニ此船中ニ於テ大  
砲ヲ裝置シテ其用法ヲ示シ又軍卒ノ教練ヲナ  
シテコレヲ日本人ニ見セシメタリ其ヨリ日本

人此船ヲ辞シテポーハタン<sup>ル</sup>船ニ赴キケレハマ  
セドニシ船ニテ復祝砲ヲ発シテ以テコレヲ  
送レリ日本人既ニポーハタン<sup>ル</sup>船ニ至リケレハ  
亞人其高官等ヲ誘引シテ船中ノ諸局ヲ見物セ  
シメタルニ日本人等大砲及ヒ蒸氣等ノ諸機ヲ  
頻リニ検査シタリケリ又日本人江馳走ノ為ニ  
小船ニ忽微砲<sup>ハル</sup>ヲ載セ海面ニテ數度コレヲ放發  
シテ日本人ノ見物ニ供セリ船中ニテハ蒸氣ノ  
諸機ヲ裝置シテ之ヲ示シタレハ日本人何レモ  
コレニ感服セサル者ハナカリケリ是ニ於テ亞

人日本ノ高官五人ヲ上席ニ誘ヒテ饗應ヲ初メ  
又其属官六十人ヲ別坐ニ伴ヒ飲食ノ物由ヲ連  
子テ大ニ日本人等ヲ饗セリ○饗應ノ席ニハ提  
督亞国ノ四将官及ヒ通辨官<sup>1</sup>ウイルム君並ニ書  
記官等ヲメ日本高官ト同坐セシメ又采之助ヲ  
其側ニ置テ通辨セシメタリ<sup>1</sup>以時林氏ハ敢テ饗  
膳ノ食物ヲ多ク喰ハサレトモ数種ノ食物ヲ残  
ラス少シ宛味ニ試ミ且酒ヲモ少シツ、数種飲  
タレトモ其外ノ高官等ハ皆大食大酒ニシテ大  
ニ佳興ヲ催シ中ニモ松崎ハ大ニ亞食ヲ好ミ殊

ニシヤンパン酒ヲ賞味シテ他ノ酒ヲハ敢テ飲  
マサリケリ今日ノ饗席ニ備フル酒ハ多クマラ  
キ<sup>1</sup>酒ヲ出セシニ日本人<sup>1</sup>大ニコレヲ賞シテ数  
盃ヲ傾ク松崎氏ハ大ニ愉快ニ至レル<sup>1</sup>躰ヲ頭ハ  
セリ其餘ノ人々モ大酒ヲ飲ミタレトモ林氏ハ  
敢テ猥ニ飲食セス是棋生ノ術ニ志アル人ト見  
ハタリ又日本ノ属官等モ亞人ノ饗應ニテ大ニ  
興ヲ催フシ最モシヤンパン<sup>1</sup>マデーラ<sup>1</sup>ハン<sup>1</sup>キ<sup>1</sup>酒<sup>1</sup>皆  
也等ヲ好ミテ数盃ヲ辞セス既ニ酒モ酣ニ至リ  
ケレハ皆午節ヲ打テ高声ニテ日本ノ調ノ哥ヲ

謡ヒタリ以時西人樂器ヲ出シテ日本人ノ佳典  
ヲ添ヘントセシニ日本人等ハ敢テコレヲ聞  
悦ハス却テ奴々タル醉哥ヲ悦ヒ一時酒席ヲ賑  
ハシテ與ヲ催シ大ニ樂シキ体ナリ原来日本人  
ハ食物ヲ喰フヨリハ酒ヲ飲ム事ヲ好メリ然レ  
トモ西人此時数種ノ珍味ヲ十分ニ出セシニ日  
本人皆コレヲ食ヒケレハ西人大ニ日本人ノ大  
食ニ驚キタリ又日本人ハ其国風ト見ヘテ以大  
饗ノ終リタル後ニテ皆懷中ヨリ大ナル紙ヲ出  
シ食物ノ残りタル者ヲ包ミテ持テ飯レリ此包

ミ飯レル残物ハ獸肉鳥肉及ヒ野菜等ノ種類ヲ  
擇ヒ分ツ事ナク箸ニ任セテコレヲ拾ヒ集メテ  
レハ酸甘塩油苦辛等ノ数味相混雜シテ其調味  
ヲ失ヒ恰モ雜炊ノ如ク提督カ深ク心ヲ用テ庖  
厨ヲ命セシモ悉ク画餅ニ厲シタリ今日日本人ノ  
残物ヲ包ミ飯レルハ是全ク日本國ニ食物ノ乏  
キ故ニモアラス亦日本人今日ノ饗席ニテ食ヒ  
タルヲ不足トセルニモアラス唯是日本ノ風習  
ノ然ラシムル事ト見ヘタリ且日本人以時西人  
等ニ向ヒイヘルハ余等今貴國ノ饗宴ノ残物ヲ

持子飯レルハ我國風ナルヲ以テ若他日日本ヨ  
リ公等ヲ饗セン時ニハ公等モ亦我土風ニ倣ヒ  
残物ヲハ悉ク持テ飯ラルヘト茲ニ日本人饗  
宴ノ飲食モ既ニ終リケレハ亞人又黑人ニ命シ  
テ樂舞ヲ奏セシメ以テ日本人ヲ慰メタリ日本  
人等ユレヲ見テ皆大ニ悦ビ彼ノ端正ニ構ヘ居  
タル林氏モ此樂舞ヲ見テ佳興ニ乘セシ跡ニ見  
ハタリ此時高官等ノ内ニ松崎氏ハ大ニ酩酊シ  
タル形勢ニテ其手ヲ以テ提督カ頭上ヲ撫テ醉  
語ニテ呼テ曰ク日本モ亞米利加モ皆齊ク同心

ナリト是ヨリ松崎氏醉タレハ日本人ノ為ニ扶  
ケラレテ小船ニ乘リ移レリ斯テ日本ノ諸官人  
等モ小船ニテ悉ク泊リハタシ船ヲ退出シケレ  
ハサヲトカ船ニテ十七日祝砲ヲ放テ之ヲ送  
レリ○翌日二十八日提督日本人ト會談センカ  
為ニ上陸シテ横濱ノ條約館ニ至リケレハ日本  
ノ高官等モ出テ来リテユレニ會ヒシニ日本人  
等昨日ノ船中ノ饗應ヲ悦ヒシト見ハテ今余等  
ヲ待遇スル事較前日ヨリ厚カリケリ茲ニ相見  
ノ礼モ終リケレハ日本人一通ノ書牘ヲ携ヘ来

リ直ニ之ヲ出シ提督ニ与ヘテ曰ク亞国ノ将官  
ポ<sup>1</sup>ー<sup>1</sup>プカ書ノ趣ニテ昨夜下田ヨリ陸上ノ飛脚  
ヲ以テ送り来レリト提督速ニ是ヲ開キ見ルニ  
下田港ノ形勢諸事便利ニシテ浦賀ニ勝レル莫  
ヲ記セリ是ニ於テ提督日本高官ニ謂テ曰ク下  
田ノ形勢ハ諸事便利ナル趣ナリ然ラハ開港ノ  
地ハ下田ト定ムヘシ願クハ時日ヲ移サス速カ  
ニ下田港ヲ開キ給ハルヘシ次ニ箱館港ヲ開キ  
之ニ次テ琉球ノ那覇港ヲ開クヘシ尚此外ニ二  
港ヲ開カント欲スレトモ此二港ハ他日ヲ期シ

之ヲ開クモ敢テ害アルニ非スト日本高官等之  
ヲ聞テ曰ク他ノ諸件ハ貴国ノ望ニ従フヘシト  
虽トモ唯急ニ下田ヲ開カン事ハ稍其期ヲ後フ  
スヘシト是ニ於テ提督深ク思慮ヲ廻ラスニ今  
若シ日本人ニ迫テ速ニ下田港ヲ開カシムル時  
ハ日本人必ス云ハシ後令速ニ下田港ヲ開クト  
虽トモ薪水等ヲ除キ其他ノ諸物ヲ悉ク下田ニ  
備ヘテ以テ亞船ノ諸事ヲ辨セシムハ十月ヲモ  
経サル片ハ悉ク其設備ヲ整フ事能ハスト然レ  
トモ下田ノ港内ニテ速ニ後令亞船ノ万事ヲ辨

スル事能ハストモ薪水等ノ不足ヲ達スル時ハ  
尚日本人ヲシテ速ニ開港セシムルニ利アルヲ  
以テ若シ日本種々ノ夏故ニ托シテ開期ヲ緩セ  
ント欲スルモ我ニ在テハ只管開港ヲ促サント  
又提督以為ラタ下田港ヲ開カン時ハ日本ノ固  
陋ナル法則ニ傳セラル、ナク諸事亞人ノ自  
由ヲ得スンハ有ヘカラス然レトモ日本ハ鎖国  
ノ論ヲ主トセル国ナレハ必ス余等ヲメ自由ヲ  
ハ得セシメサル、シ然レハ下田ニ亞人ノ居住  
ス、キ邸宅ヲ構ント欲スルヲモ日本人必ス

是ヲ拒カン又下田箱館等開港ノ地ニハ亞人等  
自在ニ遊歩シテ身体ヲ運動シ且遊ヒ樂マント  
欲スレトモ日本人必ス狭ク分界ヲ為シテ自由  
ニ歩行スルヲ許サ、ラント思、リ又次高官  
等ニ亞国ヨリ外国事務宰相ヲ日本ニ置ンテ  
商議スルモ彼レ必ス驚駭メ之ヲ防カン然レト  
モ外国宰相官ヲ置クハ兩國人民ノ交通ヲ監  
察シテ其諸事ヲ裁ヒシカ為ナレハ一港毎ニ置  
サルモ必ス一人ハコレヲ日本ノ地ニ置サルヲ  
得ス又日本人數年ヲ待テ後次官ヲ置ント云フ

ハケレトモ今ヨリ十八月ヨリ後フスハカラス  
ト抑々日本人未々他国ト交通セシナケレハ  
此官ノ諸事ヲ高議シ且之ヲ裁断スル所以ヲ知  
ス故ニ提督ハ日本人ニ告諭シ且先日ヨリ別ニ  
報シ置タル夏件数條ノ議論ヲ決シ速ニ其可否  
ヲ彙文ニ記シ我ニ送ラルヘシト約シテ此日ハ  
應接ノ席ヲ退出シケリ尔後二日ニシテ兩國交  
通ノ諸夏大ニ定マリケレハ日本通詞我カ通辨  
官ト相議シテ其條約書ヲ亞国ニテハ英文彙文  
漢文ノ三様ニ記シ日本ニテハ之ヲ和漢彙ノ三

文ニ記シ互ニコレヲ交收センヲ約定セリ既  
ニノ本月弟二十九日ニ至リハンダレ<sup>1</sup>ソウハ  
ント<sup>2</sup>ノ二船下田ヨリ歸リテ其將<sup>3</sup>ポ<sup>4</sup>プ提督  
ニ見、先日日本陸上ノ幸便ニテ献シタル書面  
ノ如ク下田港ハ諸事便利ノ地ナリト告ケレハ  
兩國ノ議論モ愈々決着シテ共ニ條約ヲ取り結  
ヒ下田港ヲ開ントソ急キケル○午八百五十四  
年弟三月三十一日即チ金曜日ニ提督日本ノ高  
官等ト横濱ノ條約館ニ會シテ兩國ノ條約ヲ交  
收センヲ約シ置ヌレハ本日ニ至リ先提督ヨ

リ英策漢ノ三文ニ記シタル條約書ヲ日本高官  
等ニ附与シケレハ日本高官等モ亦和漢蘭ノ三  
文ニ書タル條約書ヲ以テ提督ニ托セリ提督ヨ  
レヲ見レハ初ニ條約ノ箇條ヲ記シ季末ニ至リ  
日本高官等四人林井戸伊ノ姓名ヲ連書セリ右  
條約和親ノ文左ノ如シ

北亞米利加合衆国ト帝国日本兩國ノ人民不  
朽ノ和親ヲ交收シ其和親ヲ全クセンカ為ニ  
兩國ノ人民後來共ニ相守ルヘキ規則ヲ定メ  
ント欲シ合衆国大統領ヨリハ全權彼理ヲ遣

ハシ日本国王ヨリハ全權林大學頭井戸對馬  
守伊沢養作守鶴殿民部少輔ヲ遣シ共ニ相會  
談シテ條約ヲ定ムル事左ノ如シ

第一箇條

一日本ト亞米利加合衆国ト兩國ノ人民共ニ永  
世不朽ノ和親ヲ取リ結ニ其人民相互ニ諸夏  
隔心ナク交ルヘキ事

第二箇條

一豆洲下田松前箱館ノ兩港ハ日本政府ニテ亞  
船ノ為ニユレヲ開キ亞船ニテ薪水食料石炭



等飲之ノ品ヲ求メシカ為ニ渡来セル時ハ日本ニ於テ調ヘキ丈ハコレヲ給スヘシ又下田港ハ條約ノ書面調印ノ後即時ニコレヲ開キ箱館港ハ明年三月ヨリコレヲ開クヘシ○又亞船ニ給スヘキ品物價值書ヲハ日本官吏ヨリコレヲ亞人ニ附与シ其代料ハ金銀錢ヲ以テコレヲ償フヘキ事

第三箇條

一 合衆國ノ船舶日本海濱ニ漂着ノ時ハ日本船コレヲ護送シテ下田港或ハ箱館港ニ至ラシ

メ右漂民ヲ受取ランカ為ニ亞國ヨリ来レル者アラハ則チ之ヲ渡スヘシ又漂民ノ扶助ハ兩國互ヒニコレアル度ナレハ其諸賞ハコレヲ償フニ及ハサル事

第四箇條

一 合衆國ヨリ日本海ニ漂着ノ船舶或ハ渡来ノ人民款待ノ事ハ他國一般ノ例ヲ以テコレヲ行ヒ且ク緩優ナルヘシコレヲ齒関スルトハ後未堅クコレアルヘカラス然レトモ日本正直ノ法度ニハ亞人モ且ク服従スヘキ事

第五箇條

一 合衆國ノ漂客及ハ渡来ノ人民下田箱館ノ地  
ニ逗留ノ内ハ長崎ニ於テ支那和藪ノ人ヲ待  
カ如ク究屈ノ取扱コレナク下田港内ノ小  
島ヨリ日本ノ里法ヲ以テ七里ノ内ハ亞人自  
由ニ徘徊スルヲ得ク又箱館ハ後日コレ  
ヲ極ムヘキ事

第六箇條

一 以テ外兩國人必用ノ物品賣買ノ事ニ相叶フ  
ヘキ程ノ下ハ雙方談判ノ上ニコレヲ取扱

第七箇條

一 合衆國ノ船舶下田箱館ノ西港ハ渡来ノ時金  
銀錢并ニ品物ヲ以テ入用ノ品物ヲ買ヒ求ル  
莫苦シカラス尤モ以賣買等ノ事モ日本政府  
ノ規定ヲ相守ルヘク又亞人ヨリ齎シ来ル品  
物ヲ日本人コレヲ好マスニテ返却ニ及フ片  
ハ亞人モ亦甘心シテコレヲ受クヘキ事

第八箇條

一 亞船薪水食料石炭等缺乏ノ品物ヲ求ル時ニ

ハ日本官吏ニテ其諸事ヲ取扱フヘシ官吏ニ  
アラサルヨリハ根リニ坎事ヲ取扱フヘカラ  
サル事

第九箇條

一 日本政府ニテ當時亞人ニ許容セサル事ヲ若  
他ノ外国ニ許容スル時ハ其事件談判ヲ待ス  
シテ直々ニ亞人ヘモ許スヘキ事

第十箇條

一 亞国ノ船舶若シ難風等ニ逢ハサル時ハ下田  
箱館ノ外ニハ根リニ碇泊致スヘカラサル事

第十一箇條

一 両国政府ニテ止事ヲ得サル事コレアルニ於  
テハ合衆国ノ領事官外国吏務  
宰相官ヲ下田ニ置ク  
ヘシ坎事ハ今ヨリ十八月ヲ經テ後ニコレ  
ヲ定ムヘキ事

第十二箇條

一 今諸條約既ニ定マリタル上ハ両国人相共ニ  
堅クコレヲ守ルヘク坎事ヲ合衆国大統領  
諸大臣ト評議ノ上ニテ書ヲ日本国王ニ遣ハ  
シ今ヨリ十八月ヲ經テ則チ其本條約ヲ取り

替スヘキ事

右之條々合衆国日本兩國ノ全權コレヲ定メテ  
以テ調印セル者ナリ

西曆千八百五十四年三月三十一日日本嘉

永七年三月三日神奈川驛ニ於テ

却説兩國ノ高官相會シテ和交ノ條約書授受モ

既ニ終リケレハ提督亞國ノ旗章ヲ出シテ日本

高官ノ長林氏ニ与ヘテ曰ク日本國ノ旗章ハ亞

國ノ重品ナリ故ニ瑣々タルヲ以テ叨リコレ

ヲ人ニ贈ラス今之ヲ公ニ贈リテ以テ其大徳ニ

報スト是ニ於テ林氏大ニ悦ビテコレヲ受ケ礼

謝ヲ述ルヲ数次ナリ次ニ提督教種ノ物ヲ出シ

テ其餘ノ高官等ニ贈レリ是ヨリ日本高官等亞

人ヲ饗セントテ其挨拶ヲ述ヘ暫時シテ饗宴ノ

食物等ヲ席上ニ齎シ来レリ其式先ツ第一ニハ

日本人都兒格ノ卧床ノ様ナル食盤ヲ携ヘ来リ

テ一人毎ニ其前ニ一脚ヲ置キ而シテ此食盤ハ

主客ノ官位ノ順次ヲ追テ高官ノ前ヨリハシメ

テ漸々ニ下位ニ部署シ其盤上ニ緋縮緬ヲ覆ヘ

リ給事ノ者ハ汁ヲ盛タル椀ヲ盆ニ載テ持テ来

リ又酒及ニ数種ノ肴ヲ携ヘ来リテ各人ノ前ニ  
連綿トコレヲ並ヘ大ニ亞人等ヲ饗セリ坎酒ト  
ハ米ヲ以テ製シタル者ニシテ亞国ノウイシケ  
ル酒ニ似タル者ナリ然テ日本人ノ饗宴ハ酒食  
ノ設庖厨ノ具実ニ善美ト云フニハアラサレ共  
主人ノ待遇甚タ慇懃ニシテ能ク客心ヲシテ不  
満ノ意ナカラシム夫レ客ヲ待ハ唯交情ノ厚ク  
シテ慇懃ナルヲ貴フ何ソ美食ノ多量ヲ以テ為  
ンヤ然レハ日本饗席ノ飲食ハ実ニ善ナリトイ  
フニ非ス又美ナリトイフニモ非ス且本日ノ饗

物ハ臨時ノ設置ニシテ素ヨリ初ヨリ其設備ア  
ルニ非ス又饗應ノ諸物ハ皆是ヲ神奈川駅ニ整  
ヘタル者ト見ユレハ其善美ナルヲ得サルモ亦  
宜ナラスヤ先日我カホーハタン<sup>ル</sup>船ニテ日本人  
ヲ饗セシ時ニハ庖厨ノ法モ極メテ精羨ヲ竭シ  
且食物ノ多キヲハ日本人等ノ大食家モ辞シ去  
ル時ニ至テ其残余ノ食料ヲ紙ニ包ミ歸リタル  
ニテ知ルヘシ亞国ノ饗應ニ較レハ日本人等稍  
吝ナルニ似タリ又日本人ノ饗宴ハ其食物甚タ  
少ナキニハアラサレトモ其割烹ノ法ハ甚タ拙

ナシユレニ較フレハ琉球人ノ割烹頗ル精巧ニ  
シテ遙カニ日本人ニ勝ルナリ○此饗飲既ニ半  
ハ酣ナリシ時日本高官等提督ノ江戸ニ赴カン  
トイヒシヲ述フ是ハ曩ニ提督ノ後日江戸都  
府ニ行ントイヒシヲアルヲ日本人心中大ニ  
之ヲ憂ヒ居タルヲ見テ今提督ニ謂テ曰ク  
足下曩ニ後日江戸ニ入府セント言ハレケルガ  
願クハ足下次期ヲ後フセラルヘシ其故ハ我國  
ハ原来鎖國ノ論ヲ主トセシヲ以テ國人等皆外  
國ノ人ヲ視ルニ習ハス今若外國ノ使節都城ニ

入ト聞ハ土人徒ニ騷擾シテ府内遽ニ騷乱セン  
ト是ニ於テ提督モ諸般ノ條理ヲ説タレトモ日  
本人遂ニ提督江戸行ノ説ヲ拒ミケレハ提督憤  
然トシテ曰ク然ラハ此議論ハ他日ニ讓ラント  
テ本日ノ會話ハ止タリケリ○是ニ於テ此次件  
ヲ書記スルニ先テ今合衆國日本兩國和親全ク  
成就セル次第ノ復理ヲ奉テ少シク茲ニ論シ示  
スヘシ初ノ合衆國ノ使節ヲ日本ニ遣ハシテ和  
親ノ一ヲ謀ラントセシ時ニ合衆國ニテ頗ル日  
本ノ國體ヲ知レリ抑々日本國ハ其境土徧小ニ

シテ人情偏僻ナレハ鎖国ノ論ヲ守リテ外国ト  
交通セス今コレニ向テ和親ノ論ヲ示シ鎖国ノ  
説ヲ破ラントスルハ誠ニ容易ナル莫ニアラサ  
レトモ熟々天下ノ萬国ヲ觀ルニ皆和親ヲ貴ヒ  
交商ヲ盛ニスル莫ヲ務メテ未タ日本ノ如ク謾  
リニ偏僻ノ説論ヲ設ケ外国ノ交接ヲ拒ム者ア  
ルヲ知ス然レハ今日本ハ其土地偏鄙ナリト虽  
ト其人偏僻ナリト虽ト亦是一国ニ凡ソ一国ト  
称スル者ハ以テ外国ト交接セスンハ有ハカラ  
ス以テ貿易セスンハ有ハカラス地球上豈ニ和

親交商ノ説ヲ容サ、ルノ国アラシヤ茲ニ莫理  
ヲ以テコレヲ考ルニ日本ノ鎖国ヲ開クモ亦難  
キニ非ス然レトモコレヲ開クニ順序アリ莫次  
ヲ追ハスンハ有ルハカラス速ニ之ヲ成サン  
ヲ求ムル片ハ却テ其莫ヲ破ル又凡ソ事ヲ成ス  
ノ段ハ其初ニアリ若其初ヲ失スル片ハ其次モ  
亦隨テ成ルコトナシ故ニ今日本ノ鎖国ヲ開ク  
ニモ其初ヲ最モ難シトス實ニ至重ノ任ナリ其  
任若其人ヲ得サル時ハ其功何ニ由テカ成ルヲ  
得ン夫耶蘇教ヲ奉スルノ諸国西洋諸州及亞米  
利加等ノ諸国ヲ

フ云ハ和親ニ習ヒ交商ヲ常トシ嬰兒モ能ク和親  
交商ノ二語ヲ解スルヲ知ル故ニ此諸国ハ和親  
ヲ謀レハ和親直チニ整ヒ交商ヲ諷スレハ交商  
頓ニ成リ彼次可否ノ議論ヲ煩ハスルニ至ラス  
偏僻ノ国ハ之ニ及シテ和親ヲ以テ害トシ交商  
ヲ以テ利トセス若初ヨリ大ニ其交通ヲ謀ラン  
トスル時ハ却テ其大謀ヲ誤ラントス是ヲ以テ  
今提督彼理日本ノ領国ヲ開ケルモ其交接次序  
アルヲ知リテ未初起ヨリ速ニ其交通ヲ盛ニス  
ル莫ク務メス先其首功收メテ漸クニ其大成ヲ

謀ルノミ或人問フ初メ亞国大統領ノ提督ヲ日  
本ニ遣ハセルヤ日本領国ノ説ヲ破リテ大ニユ  
レト和親センコトヲ謀リ盛ニコレヲ交商スルコ  
トヲ諷シ日本人ヲシテ西洋諸国ノ例ニ習ヒテ大  
ニ亞国ト交通セシメントナリ然ルニ今提督日  
本人ト交接スルヲ觀ルニ僅ニ其和交ヲ謀リテ  
唯數條ヲ約セルノミ其功績得テ称スヘキヤト  
余之ニ答テ曰ク是何ノ言ソヤ夫レ日本ハ其境  
土偏僻ニシテ人情殊ニ頑固ナリ又二百餘年前  
其国新ニ法度ヲ立テ、堅ク外国ノ交接ヲ禁シ



シ唯長崎ノ一港ヲ開テ僅ニ支那和藪ノ商國ニ  
通スルノミ且日本人和藪ニ通スト虽此和藪ノ  
商人至ル者アレハ則是ヲ出島ニ館シ其待遇恰  
モ囚人ヲ御スルニ異ナラス天下ノ鎖國未タ日  
本ノ如キ者アルヲ聞ス其レコレヲ開カント實  
ニ難キニ非スヤ嗚呼誰カ能クコレヲ開カン然  
ルヲ提督大統領ノ命ヲ銜ミテ一片ノ節ヲ持シ  
萬里ノ波濤ヲ犯シテ以テ日本ニ航シ兵力ヲ用  
ヒスシテ其交路ヲ啓ケリ其首功豈ニ偉ナラス  
ヤ夫提督ノ功其大小ヲ知ラント欲セハ唯日本

ト應答ノ夏其難易如何ト問ハンノミ又亞米利  
加ト日本トノ交通ハ實ニ亦亞國ノ西土諸州ニ於  
ケルカ如クナル夏能ハサレ此提督日本人ニ應  
接シ詞鋒舌戰ヨク其勝ヲ制シ大利ヲ得タルト  
ニ條アリ其一ハ日本人ヨリ亞人ヲ待遇スルハ  
宜シク優裕寛簡ニノ賓客ヲ以テ之ニ對セシム  
ハシ必ス彼ノ長崎港ニ於テ漢蘭ノ高客ヲ待ノ  
例ニ倣ヒ囚人ヲ以テコレヲ御スハカラストイ  
フニ在リ又其一ハ是ヨリ前亞國ノ船舶日本海  
ニ漂着スル者アレハ日本人コレヲ禁錮幽囚シ

其不仁ナルヲ甚シ後未ハ堅ク其制度ヲ止メ宜  
シク仁政ヲ以テコレヲ扶助ス、シトイフニ在  
リ此兩條ヲ定メタルハ則提督ノ大勲ナラスヤ  
ト○抑日本ノ政道ハ亞米利加及ヒ西洋諸國ノ  
政体ト大ニ異ナリ而シテ政体ノ西土ニ異ナル  
ハ先支那ヲ以テ初メトス其政体ノ異ナルヲ以  
テ此等ノ國ト和親スルニハ其約束ノ条件モ自  
ラ數條ノ多キヲ増ス凡ソ和親ノ兩國其政体相  
同シキ時ハ其條約モ自ラ簡易ナリトス是故ニ  
千八百四十四年ニ亞國ト支那ト和親ヲ結ビシ

時ニモ其約束凡ソ二十二條ニテ亞國ノ船舶ノ  
為ニ支那ノ海岸ニ於テ五港ヲ用キ且此五港毎  
ニ皆亞國ノ外國吏務宰相官ヲ置テ以テ兩國交  
商租稅等ノ吏ヲ監セシメ又此五港ヲ除キテ他  
ノ港灣ニモ亞人自在ニ出入往來スルヲ得、シ  
ト定メタリ今提督日本ノ政体モ稍支那ニ似タ  
ルヲ以テ日本ト和親スルニハ諸吏支那ト亞國  
トノ交通ノ如ク其條約ヲ定メント欲シ日本人  
ニ交接スルニ及ンテ支那ト交通ノ條約書ヲ以  
テ日本人ニ示セリ然レトモ支那及ヒ日本等ノ

諸国又各其人情ヲ異ニシ支那人ハ和親交商ノ  
利ヲ知り日本人ハ未タ其利アルヲ解セス故ニ  
未悉ク日本人ノ條約ヲシテ支那人ノ如クナラ  
シムルヲ能ハス又仮令日本人ヲシテ和親交商  
ノ利アルヲ解セシムルモ日本人素ヨリ外国人  
ヲ疑フ昔時葡萄牙人アリ日本ニ入りテ禍乱ヲ  
図レリ是ヨリ日本人深ク外国人ヲ疑ヒ其不利  
ヲナサン<sup>ト</sup>ヲ恐ル是ヲ以テ日本人未速ニ外国  
ノ交接ヲ盛ニスルヲ欲セサルナリ○提督初  
メヨリ日本人ヲシテ亞国ト交通セシメンニハ

其條約ノ諸支那ノ例ニ從ハシメント謀レリ  
故ニ弟三月八日初メテ日本ノ高官ニ會セシキ  
先支那ノ條約書ヲ以テ日本人ニ示シ且種々ノ  
條理ヲ陳ヘコレニ説テ曰ク貴国我国ト交通セ  
ントナラハ諸支那例ニ從フ一ニ我  
レ若シ汝復ヲ整ヘスシテ本国ニ歸ラハ本国必  
無敵ノ軍艦ヲ以テ貴国ニ遣ハシ別ニ其処置ヲ  
ナサンノミ然レトモ余等實ニ兩國ノ兵端ヲ用  
カン復ヲ欲セサレハ願クハ平穩ノ議論ヲ以テ  
兩國ノ和好ヲ全フセン<sup>ト</sup>ヲ謀ル足下等宜シク

此旨ヲ承領シテ以テ更テ謀ルヘシト以時日本  
人ノ曰ク足下等ノ言フ所実ニ解シ難シ今ヨリ  
後諸君願クハ日本ノ文章ヲ以テ之ヲ書記セラ  
ルヘシト夫兩國自ラ通辨官アリ訳文官アリ言  
語文章何ソ其意ヲ通セサル更アラシヤ然ルニ  
日本人此言ヲ発スルハ是実ニ我カ言意ヲ解ス  
ルヲ能ハサルニ非ス唯其外國ト深ク交通スル  
ヲ欲セサルナリ故ニ是等ノ言ヲ以テ暫ク應答  
ノ責ヲ塞ケルノニ然レトモ提督根リニ其言語  
ヲ咎メスノ辭ニ日本人ノ返書ヲ待テ居タルニ

一七日ヲ経テ其返書ヲ得タリ其文ニ曰ク日本  
ノ国制ハ原未外國トノ交通ヲ禁セリ後令足下  
等百回論説ヲ發スト虽凡今速ニ悉ク其国法ヲ  
廢シ支那等如ク外國ノ交通ヲ深クスルヲ能ハ  
スト提督此書ヲ見テ日本ノ交通未亞國ノ企望  
ニ満ルヲ能ハサルヲ知レリ然レトモ日本人ノ  
言ニ曰ク後未日本人亞國ノ漂客ヲ待ニハ必ス  
仁惠ヲ加ヘ又亞船飲之ノ諸品ノ如キハ日本ヨ  
リヨク是ヲ与ヘント第三月二十五日ノ會談ニ  
至リテ遂ニ外國事務宰相ヲ置ク更ニ及ヘリ其

交通未十分ナラスト虽此事條畧定ラントス時  
 ニ日本人議シテ曰ク我カ諸港各其長ヲ置キ又  
 通辨官アリ亞人ノ交通何ソ辨セサルヲアラシ  
 ヤ故ニ亞国ノ外国夏務宰相官ヲ日本ノ地ニ置  
 ク夏ハ今ヨリ四五年間コレヲ緩フセント此時  
 提督日本人ニ告テ曰ク凡ソ外国夏務宰相ノ職  
 掌ハ兩國ノ人民爭論等アル時ハ則チ是ヲ判シ  
 又本国ノ罪科等アレハ則チ是ヲ裁シ日本政府  
 ノ旨ヲ以テ亞国ニ告ケ亞国政府ノ夏ヲ以テ日  
 本ニ告ク是實ニ緊要ノ官職ナリ若シ今是ヲ日

本ニ置サル時ハ兩國ノ夏情速ニ通スルヲ得ス  
 シテ諸夏必錯謬セン故ニ若此官人ヲ置サル時  
 ハ常ニ一軍艦ヲ日本ニ遣シ置キ此船將ヲシテ  
 外国夏務宰相ノ職務ヲ兼シメンカト日本人曰  
 ク此官人ヲ日本ニ置ン<sup>ト</sup>ハ必ス已事ヲ得サル  
 ノ時ニ至リテコレヲ置ヘキノミ且渡来ノ亞人  
 我カ地居留ノ間ハ諸夏我カ国法ニ従ハ、何ソ  
 本国官人ノ裁決ヲ待シヤト提督重テ曰ク交通  
 ノ諸国ニ此官人ヲ置ハ實ニ兩國人民ノ争鬪ヲ  
 防ク為ナリ故ニ支那<sup>ハ</sup>ワ<sup>イ</sup> 按スルニ等亞国ト

和親ノ国ニハ皆以官人ヲ遣ハセリ若以官人ヲ  
置サル片ハ諸事必錯謬ヲ生メ復治ムハカラサ  
ルノ機會ニ至ラン故ニ日本ニモ唯下田港ニノ  
ミテテモ必以官人ヲ留ムル莫ク要スト又提督  
以官ノ莫ニ就テ許多ノ條理ヲ説テ日本人ニ示  
セリ是ニ於テ日本人曰ク議論紛々タレハ事條  
何レノ時カ定マルヲ得ン公且シク速カニコレ  
ヲ決スヘシト提督曰ク吾既ニ我カ意ヲ以テ足  
下等ニ告タリ足下等唯其可否ヲ決セハ莫ク  
定ラン且議論既ニ決シテ諸莫直ニ定マルヲ得

ハ則反ニ和親ノ條約ヲ結ハシ又和交既ニ整ヒ  
條約既ニ定マラハ兩國ノ人民相互ニ輯睦シテ  
隔心ナルヲナカルヘシ然ル時ハ余等乃チ日本  
ノ地ニ徘徊シテ諸処ノ名跡等ヲ探リ殊ニ富士  
ニ登リテ四表ヲ眺望セント欲スルナリ足下且  
シク以テ我カ國人深ク外国人ヲ疑ヒ是ヨリ外  
人ヲシテ猥リニ内地ヲ徘徊セシムルヲ欲セス

故ニ足下等ノ期望モ未速カニ是ヲ領承スル  
能ハスト提督曰ク貴国ノ沿海ニ於テ三港ヲ開  
ク莫ハ既ニ許容セラレタリヤト日本人曰ク三  
港ヲ開ク莫ハ余等既ニ許容スル所ナリ然ルニ  
今直ニ下田ヲ開クハシトイハルモ此莫ハ急ニ  
辨シ難キノミ而シテ下田ヲ急ニ開クヲ能ハス  
ト虽モ若己莫ヲ得サル亞船ノアリテ之ヲ可置  
スハキトアル時ハ則是ヲ下田ニテ可置スハシ  
ト提督曰ク下田港ヲ速ニ開カントノハ前日  
既ニ貴国ニテ承諾セルトニ非スヤ且此莫既ニ

定マル時ハ我レ今速ニサラトガ船ヲ本国ニ遣  
ハシテ此旨ヲ大統領ニ告ケント欲スルナリ貴  
国速ニ此莫ヲ決セサル時ハ余等誠ニ困厄セン  
ト日本人曰ク今速ニ下田港ヲ開クト亞国ノ大  
統領下田ノトヲ承諾シテ兩國共ニ本條約ヲ行  
ハサル間ハ亞船一隻モ此港内ニ出入スル莫有  
ハカラス足下若ヨク此意ヲ解シテ莫ヲ領セハ  
則今速ニ下田港ヲ開クハシト提督曰ク我レ此  
莫ヲ約スルヲ能ハス然レトモ我是ヨリ船ヲ箱  
館ニ進メントス往返ノ間大約九十日ヲ経ハシ

九十日ノ間ハ亞船必下田ニ来ラス以事ハ我レ  
則能クコレヲ約セント日本人曰ク今速ニ下田  
港ヲ開クハキヲ約條書ニ載ルト虽足下宜  
シク今ヨリ十月ノ間ハ亞船以港ニ出入スハカ  
ラストノ事ヲ定ムハシト提督曰我レ按スルニ  
今ヨリ十月ノ間ハ恐クハ亞船ノ下田港ニ入津  
スル者有ハカラス然ルト虽凡船舶ノ往來航海  
ノ機會アレハ預メコレヲ定メ難シ故ニ我レ堅  
ク以約ヲ定ムルト能ハスト日本人曰ク足下ノ  
諸船箱館ヨリ歸り来ラン片ハ食料等ヲ以テ其

諸船ニ供スハシ若又以外ニ亞船ノ入港スル度  
アルモ唯薪水等ノ諸品ハ与フハケレトモ暫時  
ハ十分ニ船中ノ諸用ヲ辨スルト難カルハ以  
事ハ則足下モ兼諾アルハシト提督詳ニ以意ヲ  
兼諾シテ曰ク然ラハ速カニ開港ヲ定ムハシト  
日本人曰ク實ニ今ヨリ十月ノ間ハ若シ亞船ノ  
来ルトアルモ其諸用ヲ辨シ難ケレハ以事ヲ書  
ニ筆シテ以テ今足下ニ与ハ以テ他日ノ證トセ  
ント提督曰ク然ラハ之ヲ書ニ筆記スハシ日本  
人曰ク亞人日本ノ港内ニ淹留ノ間ハ其道遙俳



徊ヲ許ス、シト虽凡其疆界ヲ限りテ以テ步行  
ノ地ヲ定ム、シト提督曰ク步行疆界ノ一ハ宜  
ク速ニ是ヲ定ム、シ而シテ以テ疆界ハ港内ヨリ  
一日ヲ以テ往返スルヲ得、キ里数ニテ足レリ  
日本ニテ宜シク以テ里数ヲ定メラル、シ然レト  
モ亞人名勝ノ邑里館舎等ニ往ル事ハ日本人コ  
レヲ禁スルヲ得サル、シ日本人ノ曰ク步行疆  
界ハ大約足下ノ言フ所ニテ宜シカル、シト提  
督曰ク亞船日本ニ未着セハ船中ノ水夫等其境  
土ノ眼ニ新奇ナルヲ以テ必ス屢上陸シテ遊歩

センノミト日本人曰ク下田港ニ亞国ノ婦人ヲ  
携へ来ルモ是レ我ニ害アルニ非スト提督曰ク  
船中將官等ノ婦人ハ携へ来ルトモ或ハ無トス  
ハカラスト日本人曰ク步行ノ疆界ヲ仔細ニ定  
メシ夏ハ足下箱館ヨリ歸来ノ後詳ニコレヲ會  
議セン日本ニ於テ其疆界ヲ定ムルトハ誠ニ困  
難ナリト提督曰ク然ラハ今我ヨリコレヲ定メ  
シ其疆界ハ宜シク下田邑ノ正中ヨリ貴国ノ里  
法ニテ七里四方ト定ム、シト日本人曰ク步行  
ノ疆界實ニ宜シク然ル、シ又貴国ノ外国支務

宰相ヲ置ク莫ハ成丈ケコレヲ後フシ已事ヲ得  
サルノ時ニ至リテ而メ後ニ是ヲ置ヘシト提督  
曰ク此莫根リニ後フスヘカラス唯當ニ一年或  
ハ十八月ヲ待ヘキノミ然レトモ我カ大統領若  
シ此莫ヲ兼諾セサルハ此官人一負ヲ遣ハシ  
テコレヲ下田ニ置クヘシト○上ノ如ク數回ノ  
會話ニテ略亞米利加日本兩國和親ノ後條約ヲ  
結フ莫ニ至リタレトモ方今日本人ノ和親諸約  
定ハ皆日本人ノ本意ニ非ス只日本人未支那ノ  
如ク交通ノ法ヲ定ムルナク此約束ヲ以テ暫

ク亞國ト和親ヲ結ヒコレニ交通シテ以テ外國  
ノ事情ヲ嘗ミ其情状ヲ解シ其風習ヲ知り是ニ  
於テ別ニ交接ノ法式ヲ議セント欲スルナラン  
然レ共提督大統領ノ命ヲ受ケテ東海ニ赴キ偏  
僻ノ境土ニ入りテ領國ノ論ヲ破リ遂ニ其土人  
等ヲノ此地ニ至ラシメタリ其首功豈ニ大イナ  
ラスヤ又盛シナラスヤ然レハ他日若日本人世  
界ノ事情ニ通シテ大ニ外國ノ交接ヲ盛ニシ支  
那諸國ニ比肩スル事ヲ得ルニ至ランモ亦是提  
督ノ功ナルヘシ今提督ノ東行ハ英佛魯西亞教

国人ノ魁タリ是ヨリ英佛ノ数国踵ヲ接シテ東  
海ニ至リ必日本ノ政体ヲ破却シテ西州ノ風習  
ニ向ハシメノ固牢ノ譏論ヲ攘斥シテ諸般ノ條約  
ヲ定メント故ニ提督日本人ト和親ノ條約ヲ結  
フニ當テ其第九章ニ若日本人當時亞人ニ許容  
セサル処ノヲヲ以テ外国人ニ許容スル片ハ其  
夏件譏論ヲ待スシテ直々ニ亞人ニモ許容スハ  
キヲヲ載タリ嗚呼英雄ノヲヲ謀ル其權遠ニ哉  
其利大ヒナル哉又提督諸國ニ先ツテ日本ニ至  
リ風波ノ險ヲ犯シテ以テ東海ノ通路ヲ啓ケリ

後來ノ者皆其旧轍ニ依テ交路較々其易キヲ得  
ハシル後魯國ノ舩アリテ日本ニ至リ其條約ヲ  
定ムルモ亦亞國ノ先例ニ據リ約夏亞國ト異ナ  
ル夏ナシ唯魯國ノ約ハ長崎ヲ以テ那覇ノ開港  
ニ代タルノミ夫日本人ヲ化成スルハ亞人ナリ  
今化成ノ道既ニ啓ケタレハ西土ノ風化必漸次  
ニ日本ニ行ハレシ偏僻ノ風習漸クニ消却シ固  
牢ノ政体日ニ破碎セハ交接ノ道通商ノ法モ亦  
從テ隆盛ニ赴クハシ又日本ハ偏小ニシテ固牢  
ノ國ナリ其俗未タ急ニ是ヲ変スハカラス風化

宜シク漸ヲ以テスヘシ今速ニ其風俗ヲ変シテ  
其教門ヲ易ヘ其境内ヲシテ悉ク耶蘇教ヲ奉セ  
シメント欲スルモ其勢未得テ行ハルヘカラス  
今風化ノ速ニ成ランヲ欲スルハ是未夕時勢  
ヲ知ラサルノ論ナラン宜シク彼將來ノ朝ヲ待  
ヘキノミ夫西人ハ其智早ク闡ケテ其術既ニ長  
セリ譬ヘハ長子ト幼童トノ如シ日本人ハ幼童  
ニシテ未夕事ニ習ハス西人ノ日本アルハ譬ヘ  
ハ父母ニ幼稚ノ女兒アルカ如シ幼稚ノ女兒未  
夕獨歩スルヲ能ハス稍歩行スレハ輒倒レシト

ス故ニ其長子ナル者暫クコレヲ懷抱シコレヲ  
撫シコレヲ育シコレヲ呵シコレヲ教ヘテ以テ  
コレヲ成長セシメ遂ニコレヲシテ其能自ラ行  
歩シテ以テ他人ノ間ニ交通スルヲ得セシムヘ  
キナリ

人... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...



